



巾着田の四季

## 資料編

- 資料1 日高市環境基本計画の策定経過
- 資料2 日高市環境基本計画の策定について（諮問）
- 資料3 日高市環境基本計画の策定について（答申）
- 資料4 日高市環境審議会委員名簿
- 資料5 日高市環境基本計画策定委員会名簿
- 資料6 アンケート調査結果概要
- 資料7 日高市環境基本条例
- 資料8 用語集

## 資料1 日高市環境基本計画の策定経過

- 平成22年 5月27日 第1回環境基本計画検討委員会  
検討議題 ・環境基本計画の策定スケジュールについて  
                  ・市民アンケート調査について
- 平成22年 6月22日 第1回環境審議会  
諮問 ・環境基本計画について  
審議内容 ・環境状況について  
                  ・環境に関する市民アンケートについて
- 平成22年 6月22日から平成22年 7月 7日  
環境に関する市民・事業者アンケート調査の実施
- 平成22年 9月22日 第2回環境基本計画検討委員会  
検討議題 ・環境情報(状況について)について  
                  ・環境課題のまとめ  
                  ・日高市の望ましい環境像について
- 平成22年 9月30日 第2回環境審議会  
審議内容 ・環境情報(状況について)について  
                  ・環境課題のまとめ  
                  ・日高市の望ましい環境像について
- 平成22年11月22日 第3回環境基本計画検討委員会  
検討議題 ・環境基本計画(素案)について
- 平成22年12月 7日 第3回環境審議会  
審議内容 ・環境施策について  
                  ・環境配慮指針について  
                  ・環境基本計画(素案)作成
- 平成23年 1月 5日から平成23年 2月 3日  
環境基本計画(案)に関する市民コメント募集  
                  意見提出者3名 意見数8件
- 平成23年 3月 9日 第4回環境基本計画検討委員会  
検討議題 ・市民コメント結果について
- 平成23年 3月16日 第4回環境審議会  
審議内容 ・市民コメント結果について  
答申 ・環境基本計画について

## 資料2 日高市環境基本計画の策定について（諮問）

日環発第 81 号  
平成22年6月2日

日高市環境審議会  
会長 行成美知代 様

日高市長 大 沢 幸 夫

### 日高市環境基本計画の策定について（諮問）

日高市環境基本条例第7条第3項の規定に基づき、日高市環境基本計画を策定したいので、貴審議会の意見を求めます。

#### （諮問理由）

平成22年4月1日に施行された日高市環境基本条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

つきましては、同条例第7条第1項の規定により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、日高市環境基本計画を策定いたしたく、貴審議会の意見を求めるものであります。

### 資料3 日高市環境基本計画の策定について（答申）

日環審発第1号

平成23年3月16日

日高市長 大沢幸夫様

日高市環境審議会  
会長 行成美知代

日高市環境基本計画の策定について（答申）

平成22年6月2日付け、日環発第81号で諮問のありました標記のことについて審議した結果、下記のとおり答申します。

記

日高市環境基本計画を着実に実施すること。

## 資料4 日高市環境審議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
駒 井 貞 夫	第3条第2項第1号 日高市議会市民建設常任委員会 委員長	H22.06.26 まで
山 田 一 繁	第3条第2項第1号 日高市議会市民建設常任委員会 委員長	H22.06.27 から
大 澤 尚	第3条第2項第2号 知識経験者	
小 島 恵 美	第3条第2項第2号 知識経験者	
佐 藤 節 子	第3条第2項第2号 知識経験者	
関 岡 東 生	第3条第2項第2号 知識経験者	
高 根 廣 作	第3条第2項第2号 知識経験者	
中 村 邦 雄	第3条第2項第2号 知識経験者	職務代理
行 成 美知代	第3条第2項第2号 知識経験者	会 長
高 橋 秀 幸	第3条第2項第3号 埼玉県西部環境管理事務所長	
渡 辺 孝 夫	第3条第2項第3号 埼玉県飯能県土整備事務所長	
伊 藤 辰 美	第3条第2項第3号 日高市農業委員会会長	

## 資料5 日高市環境基本計画策定委員会名簿

職 名	氏 名	備 考
市民生活部長	中山 正 則	委 員 長
総務課長	斎 木 勉	
安心安全課長	小 峰 勤	
管財課長	増 田 和 雄	
企画課長	田 嶋 雅 昭	
環境課長	本 藤 功	副 委 員 長
産業振興課長	吉 岡 幸 夫	
社会福祉課長	関 口 茂	
建設課長	梶 川 宏 昌	
都市計画課長	長谷川 浩 一	
建築指導課長	新 和 郎	
水道課長	伊 藤 輝 雄	
下水道課長	野 村 泰 平	
学校教育課長	相 田 香	
生涯学習課長	大 野 博	

## 資料6 アンケート調査結果概要

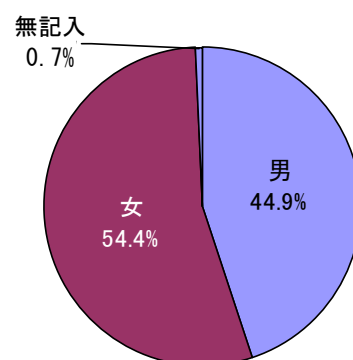
### ■市民アンケート調査結果概要

- ・調査対象 市内在住の満20歳以上の男女
- ・サンプル数 3,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳による層別抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収方式
- ・有効回収数 有効回収数 1,271票 有効回収率 42.4%

### ■回答者属性

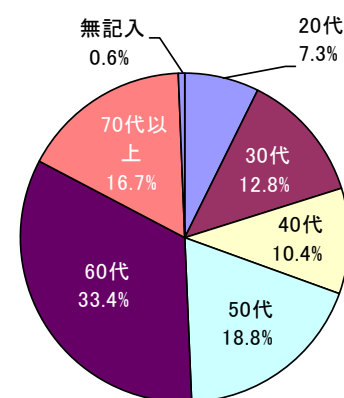
#### ①性別（有効回答数 1,262票）

性別は、「男性」が44.9%、「女性」が54.4%となり、本市の男女別人口割合に比して、女性の割合が高い。



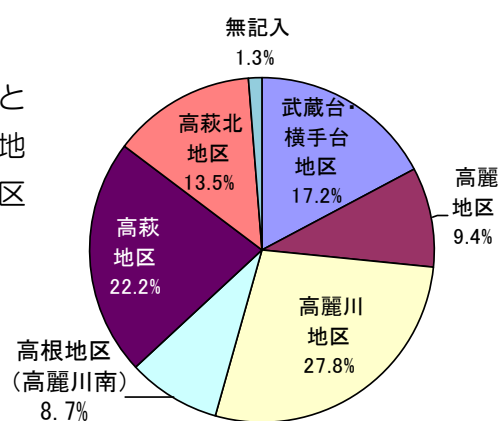
#### ②年齢（有効回答数 1,263票）

年齢階層別の回答状況は、「20代」は7.3%、「30代」は12.8%、「40代」は10.4%、「50代」は18.8%、「60代」は33.4%、「70代以上」は16.7%となり、50代以上の高齢層の割合が大きくなっている。



#### ③居住地区（有効回答数 1,255票）

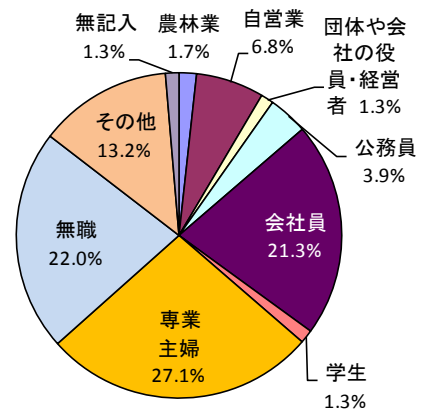
居住地区別の回答状況では、「高麗川地区」が27.8%と最も多く、次いで「高萩地区」22.2%、「武蔵台・横手台地区」17.2%となっており、「高麗地区」9.4%と「高根地区（高麗川南）地区」8.7%が、回答者数がやや少ない。





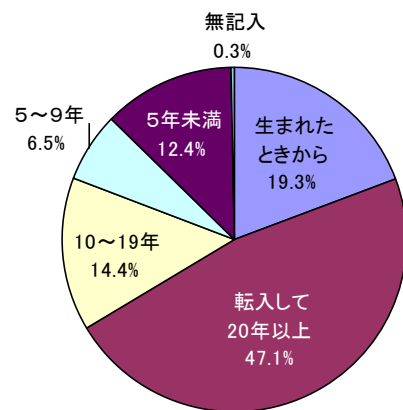
#### ④職業（有効回答数 1,254 票）

職業別の回答状況は、「専業主婦」が27.1%と最も多く、次いで「無職」（ほぼ60代以上が占める）が22.0%、「会社員」が21.3%となっている。



#### ⑤居住年数（有効回答数 1,267 票）

居住年数別の回答状況では、「転入して20年以上」がおよそ半数の47.1%と最も多く、次いで「10～19年」14.4%、「生まれたときから」19.3%となっており、10年以上の居住者が70%以上を占めている。

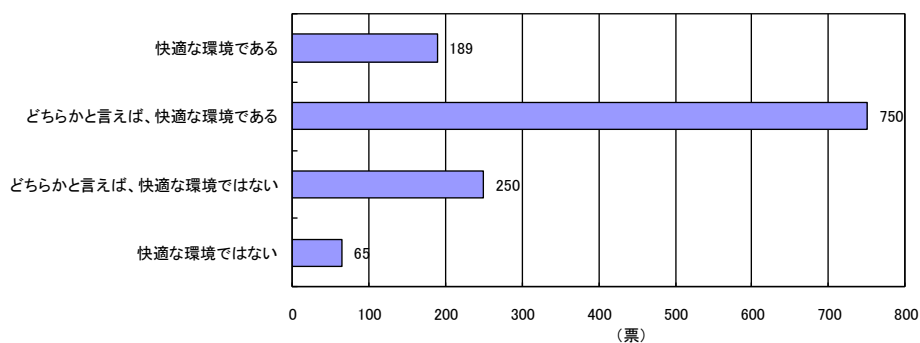


### ■調査結果（単純集計）

#### ■身近な環境について-----

##### ①日高市の環境の印象（単一回答、有効回答数 1,254 票）

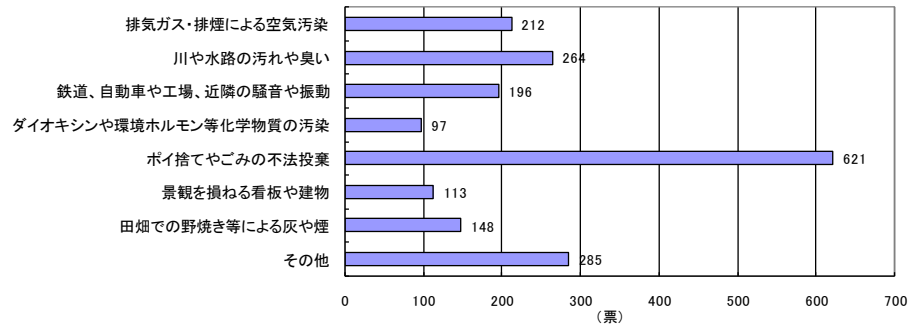
「快適な環境である」、「どちらかと言えば、快適な環境である」を合わせて、約75%の市民が概ね快適と答えている。



### ③気にかかる身近な環境問題（複数回答、有効回答数 1,936 票）

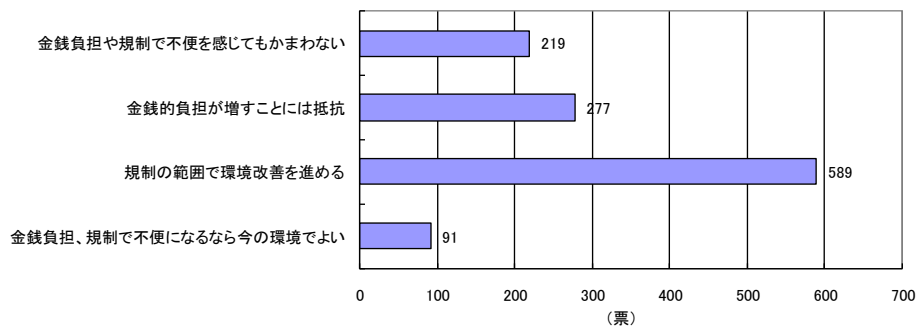
最も多い回答は、「ポイ捨てやごみの不法投棄」32.1%となった。

市民による心無いポイ捨ても想定されるが、市外からの通過者による不法投棄や、観光地での市外から持ち込まれるごみへの懸念も要因と想定される。



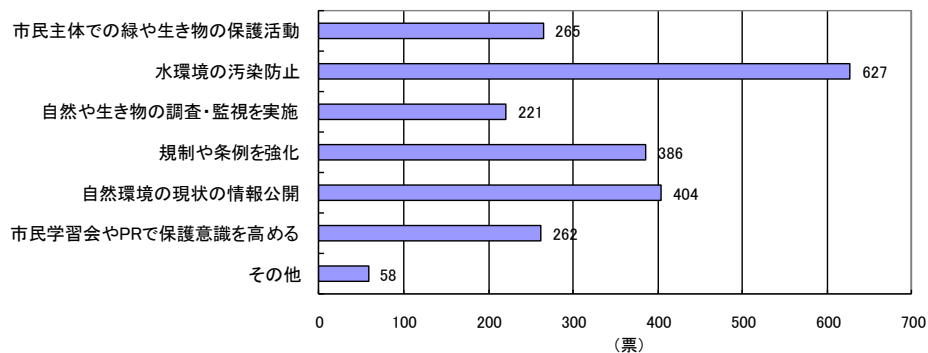
### ④規制や費用的負担の考え方（単一回答、有効回答数 1,176 票）

「規制の範囲で環境改善を進める」の割合が46.3%と最も高く、環境改善に関わる新たな規制や金銭的負担は望まないことが伺える。



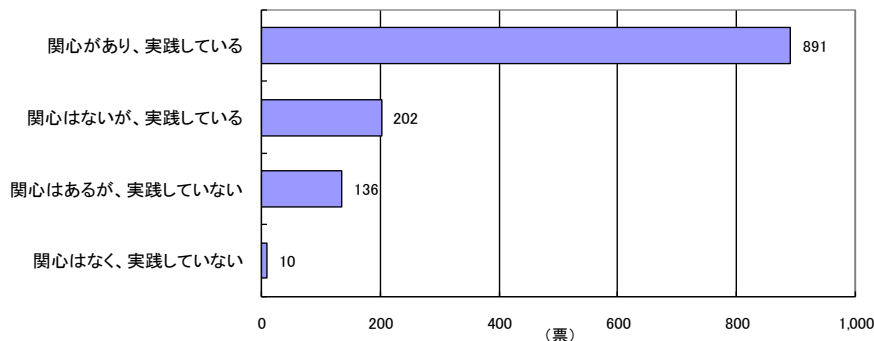
### ⑤自然環境保全のための取り組み（複数回答、有効回答数 2,223 票）

「水環境の汚染防止」の回答が最も多く、「③気にかかる身近な環境問題」でも上位に挙がり、関心の高さが伺える。



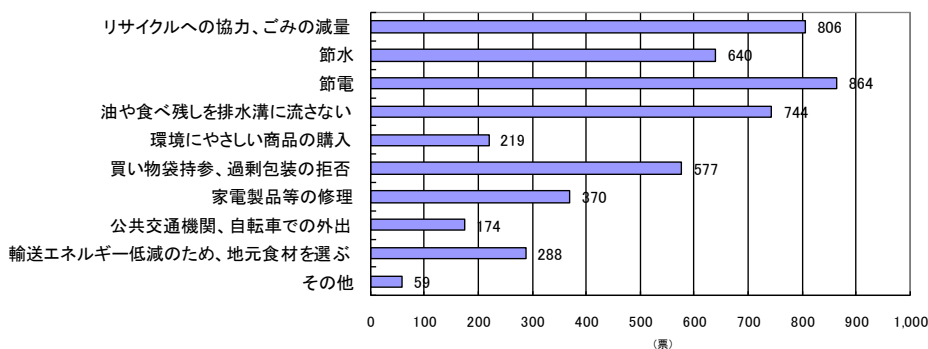
⑥リサイクル・省エネルギーについての取り組み状況(単一回答、有効回答数 1,239 票)

「関心があり、実践している」70.1%、「関心はないが、実践している」15.9%と、実践しているとの回答が80%を超え、生活の中で、環境を意識し、何かの取り組みをしている人が非常に多いことがわかる。



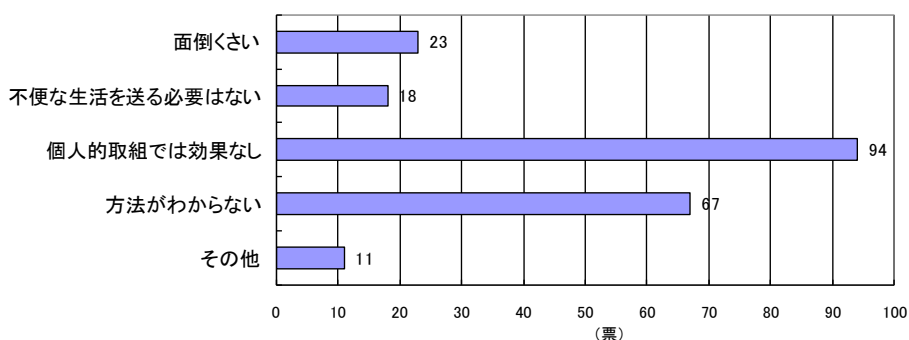
⑦リサイクル・省エネルギー行動の実践事項(複数回答、有効回答数 4,741 票)

最も多い「節電」に続き、「リサイクルへの協力、ごみの減量」、「油や食べ残しを排水溝に流さない」、「節水」が上位に挙がり、主に家庭内での家事・炊事において、省エネや環境に配慮した行動が伺える。



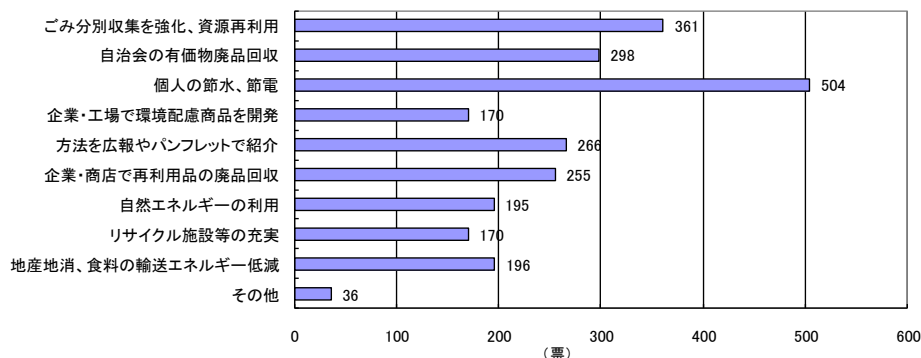
⑧リサイクル・省エネルギーを実践していない理由(単一回答、有効回答数 213 票)

実践していない理由については、「個人的取組では効果なし」が最も多く、また「方法がわからない」も次点に挙がり、環境に対する情報や知識が定着せず、関心が薄いままであることが考えられる。



### ⑨リサイクル・省エネルギー行動の重点事項（複数回答、有効回答数 2,451 票）

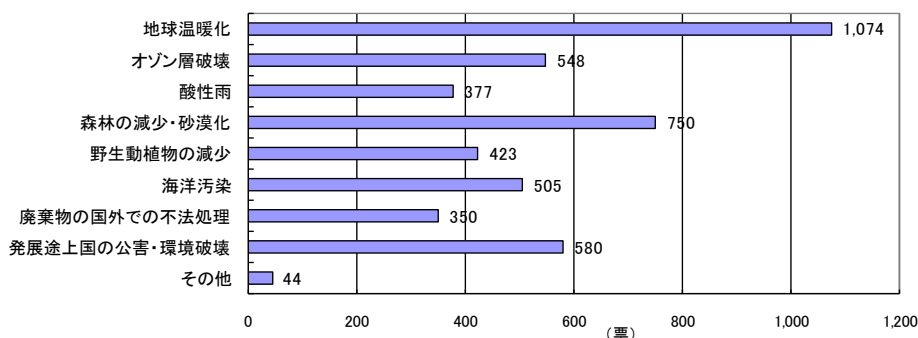
回答状況を見ると、リサイクルや省エネを推進するには、個人の意識向上はもとより、地域社会と連携し、情報を共有して行動することも重要との認識が伺える。



## ■地球環境問題について

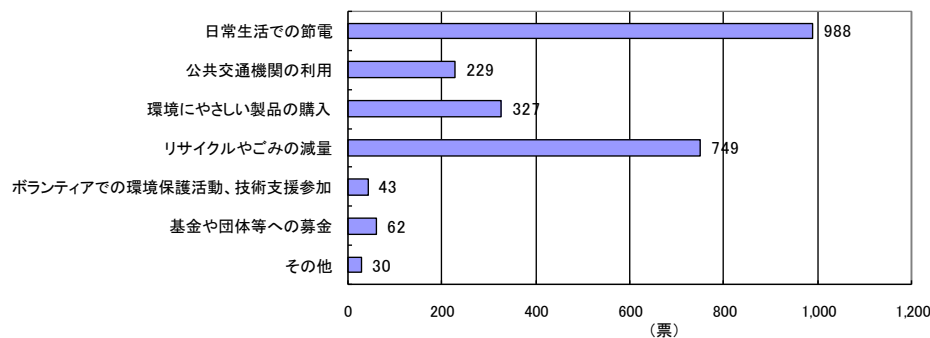
### ①関心のある地球環境問題（複数回答、有効回答数 4,651 票）

「地球温暖化」が最も多く、他上位の回答についても、TV等様々な情報媒体で取り上げられており、市民の意識へも影響を与えたと思われる。



### ②地球環境問題に対する貢献事項（複数回答、有効回答数 2,428 票）

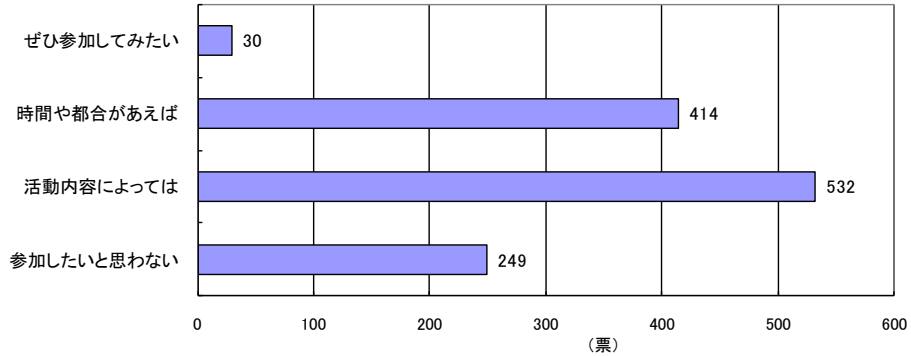
「日常生活での節電」、「リサイクルやごみの減量」が多く、ボランティアや募金などの社会活動より、日常生活において個人でできる行動をしたいとの意識が伺える。



■環境づくりへの参加について-----

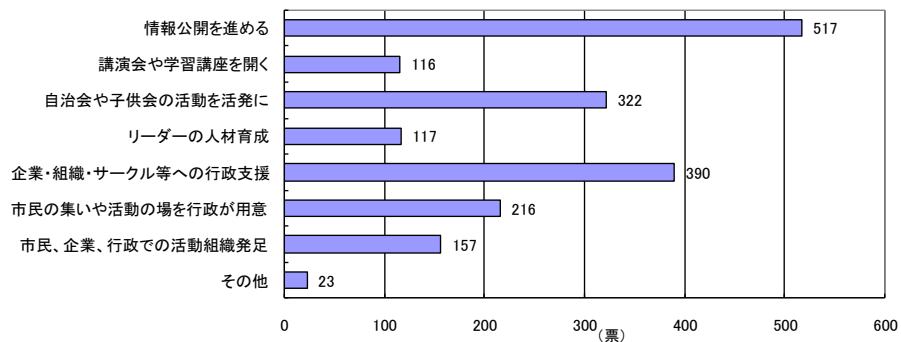
①市民の自主的な環境づくり活動への参加の意思（単一回答、有効回答数 1,225 票）

75%以上の方が、条件付きではあるが、活動内容を把握したうえで、日常生活に支障がでない程度の活動ならば参加したい、との意思がみられた。



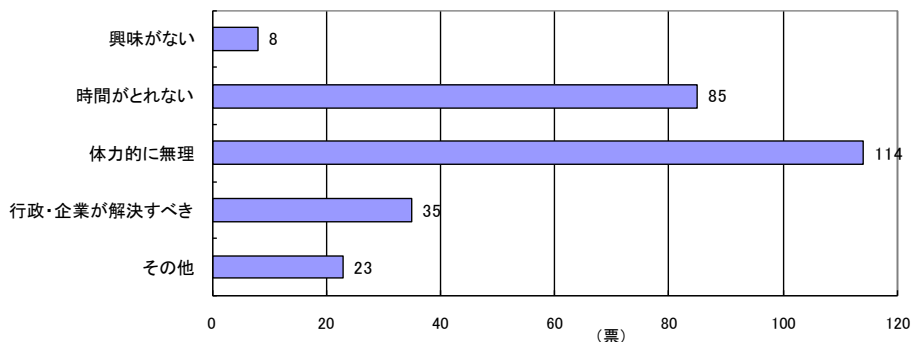
②市民の環境づくりへの参加における重点事項（複数回答、有効回答数 1,858 票）

回答結果から、環境づくりには現状を把握し、また対策を講じるため情報公開が不可欠との意識が高く、また、各活動における行政からの支援への期待も伺える。



③市民の環境づくりに対して参加したくない理由（単一回答、有効回答数 265 票）

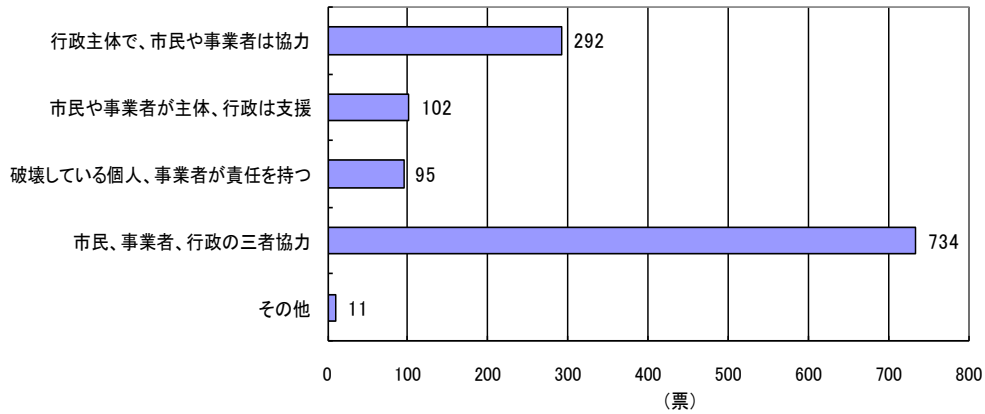
参加したいと思わない理由については、時間を挙げた回答者は 30 代に多く見られ、体力を挙げた回答者は 70 代が最も多い。また、市民一人ひとりの活動よりも、行政や企業など、影響の大きい組織が取り組むべきとの意向もみられる。



■今後の日高市の環境行政について-----

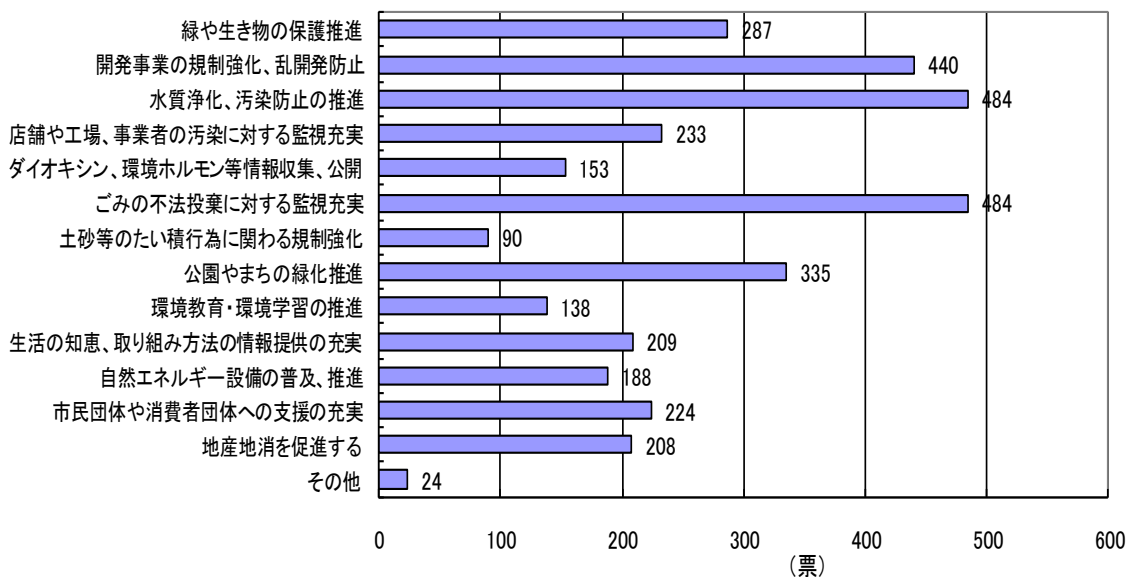
①各主体の役割分担の考え方（単一回答、有効回答数 1,234 票）

役割分担では「市民、事業者、行政の三者協力」との回答が最も多く挙げられた。一方で、行政からの先導的役割を望む声も多くみられた。



②行政が行う環境行政施策への要望（複数回答、有効回答数 3,497 票）

日高市への要望で、最も多い「ごみの不法投棄」や「水質汚染防止」については、他設問でも上位に挙げられており、また、「緑や生き物の保護」、「開発事業の規制強化、乱開発防止」など自然環境への回答も多く寄せられた。



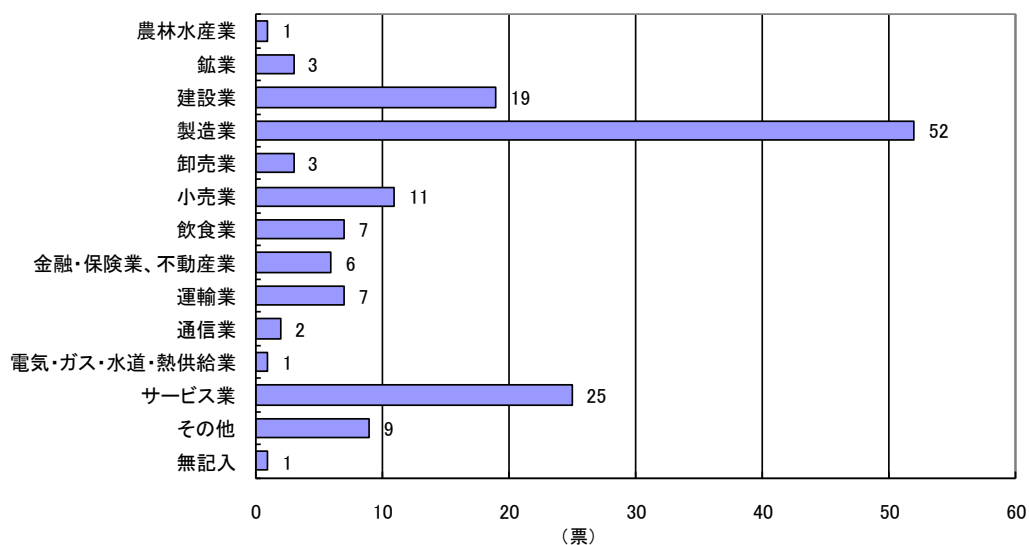
## ■事業者アンケート調査結果概要

- ・調査対象 日高市内事業者
- ・サンプル数 300 事業所
- ・抽出方法 市内事業者名簿による無作為抽出
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収方式
- ・回収結果 有効回答数 147 票 回収率 49.0%

## ■回答者属性

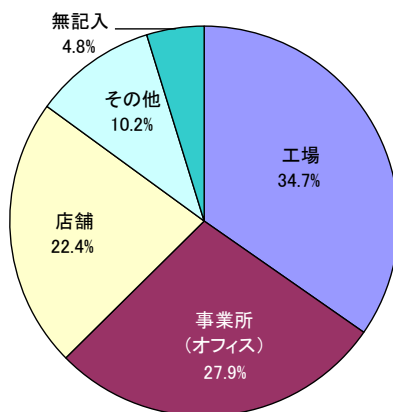
### ①業種（有効回答数 146 票）

業種別では、「製造業」が 35.4%と最も多く、次いで「サービス業」17.0%「建設業」12.9%となっている。



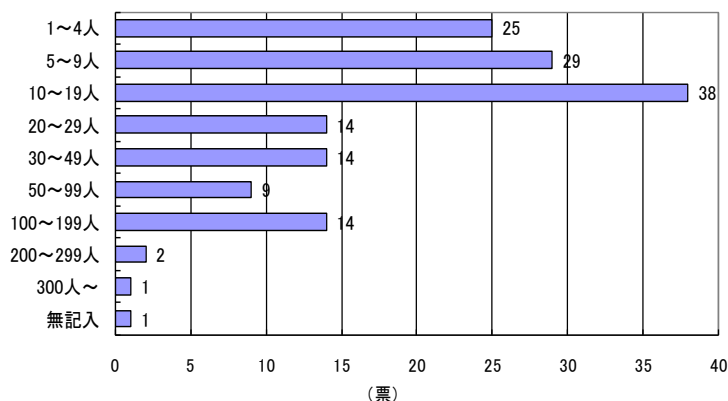
### ②事業形態（有効回答数 140 票）

事業形態別では、「工場」が 34.7%と最も多く、次いで「事業所(オフィス)」27.9%、「店舗」22.4%となっている。



### ③従業員数（有効回答数 146 票）

従業員数別では、「10～19人」規模が25.9%、次いで「5～9人」19.7%、「1～4人」が17.0%と上位に挙がり、100人以上の大規模事業者は11.6%となる。

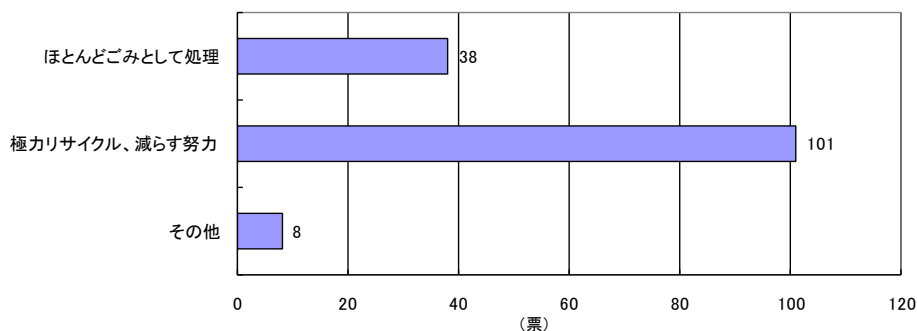


## ■調査結果（単純集計）

### ■事業所における環境問題への取り組み状況

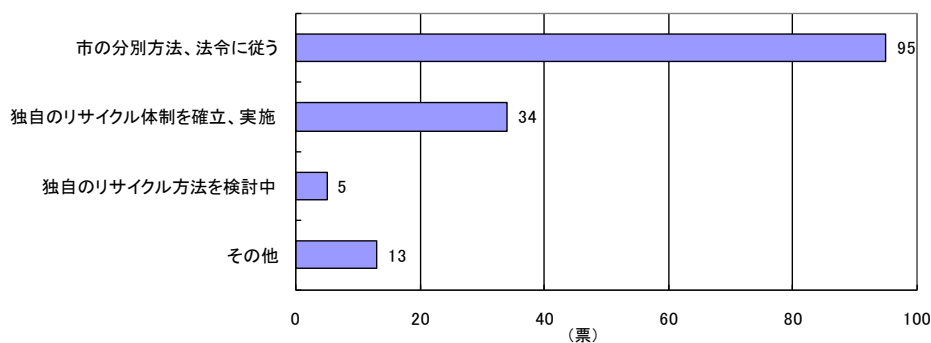
#### ①廃棄物の処理状況（単一回答、有効回答数 147 票）

「極力リサイクル、減らす努力」との回答が68.7%と最も多く、リサイクルやごみ減量化への意識が高く、積極的に取り組む事業者が多いことがわかる。しかし、「ほとんどごみとして処理」と答える事業者も25.9%あり、取り組みへの意識がやや弱い面も伺える。



#### ②廃棄物のリサイクルの実施状況（単一回答、有効回答数 147 票）

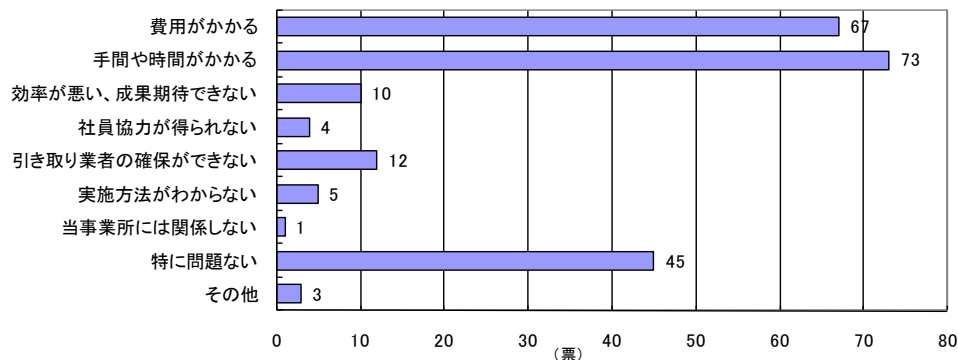
「市の分別方法、法令に従う」が64.6%と多くを占めるが、「独自のリサイクル体制を確立、実施」も23.1%と、率先してリサイクルに取り組む姿勢も多くみられ、概ねリサイクルに対する意識は高いことがうかがえる。





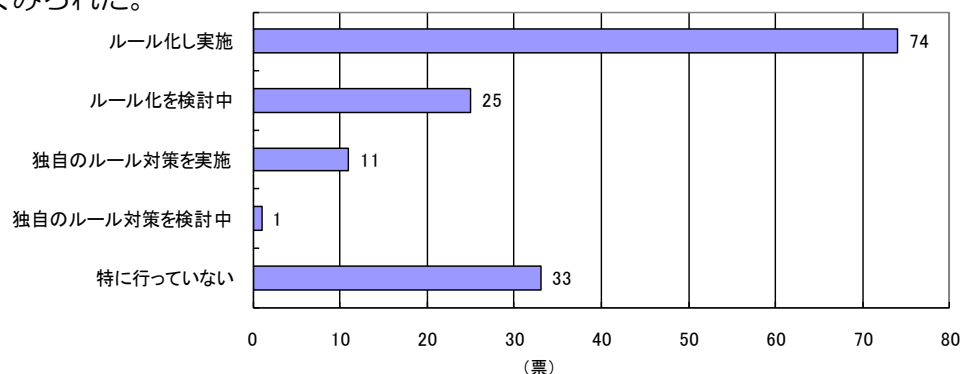
### ③リサイクル実施上の問題点（複数回答、有効回答数 220 票）

実施への問題点としては、「手間や時間がかかる」、「費用がかかる」が多くを占め、景気や経営状況に影響されることがわかる。今後、コスト面にとらわれない、環境を重視した経営への転換が図れるかどうか問われる一方、約 4 分の 1 が「特に問題を感じていない」としている。



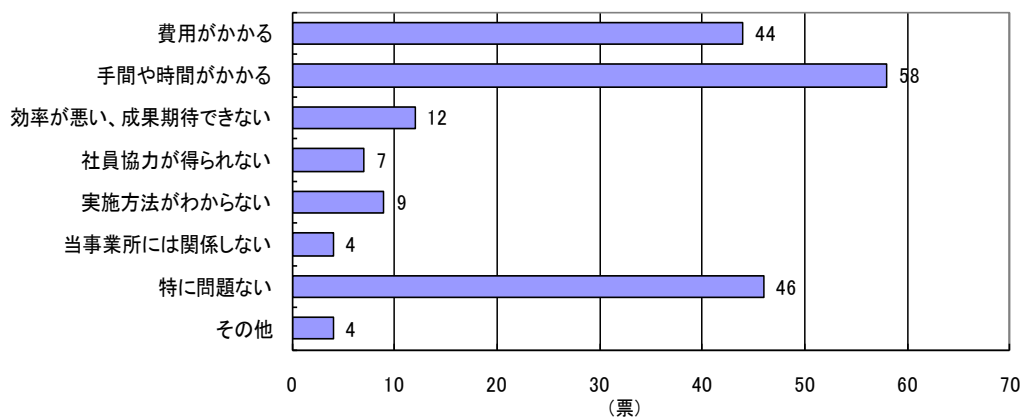
### ④省エネルギー化の進捗状況（単一回答、有効回答数 144 票）

省エネルギー化では、「ルール化し実施」、「ルール化を検討中」が約 70%となり、事業者の省エネ化推進への努力が伺える。一方で、「特に行っていない」とする回答も多くみられた。



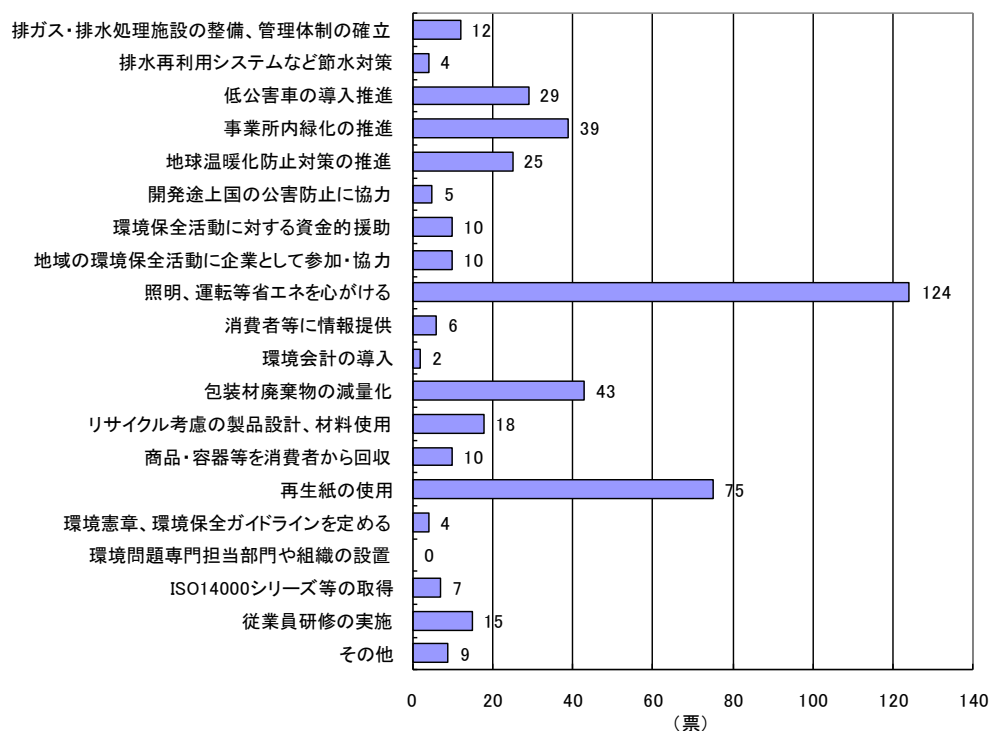
### ⑤省エネルギー化実施上の問題点（複数回答、有効回答数 184 票）

省エネルギー化の実践については、リサイクルへの問題点とほぼ同様に、「手間や時間がかかる」、「費用がかかる」が約半数を占め、手間・時間やコスト面での課題を挙げているが、約 4 分の 1 が特に問題を感じていないと答えている。



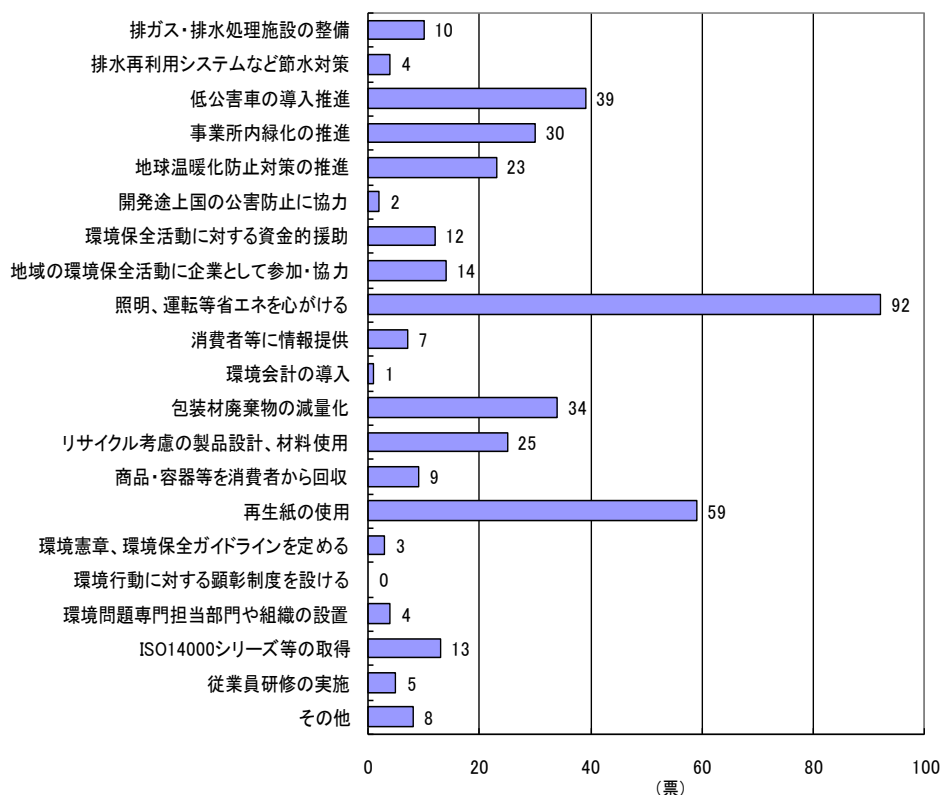
## ⑥環境保全対策の実施状況（複数回答、有効回答数 454 票）

実施している対策としては、「照明、運転等省エネを心がける」、「再生紙の使用」が約半数となり、意識を持てば容易に取り組める行動が多い。また、技術や知識を要する対策など、体制づくりに関わる取り組みは少ない。



## ⑦環境保全対策の実施予定事項（複数回答、有効回答数 394 票）

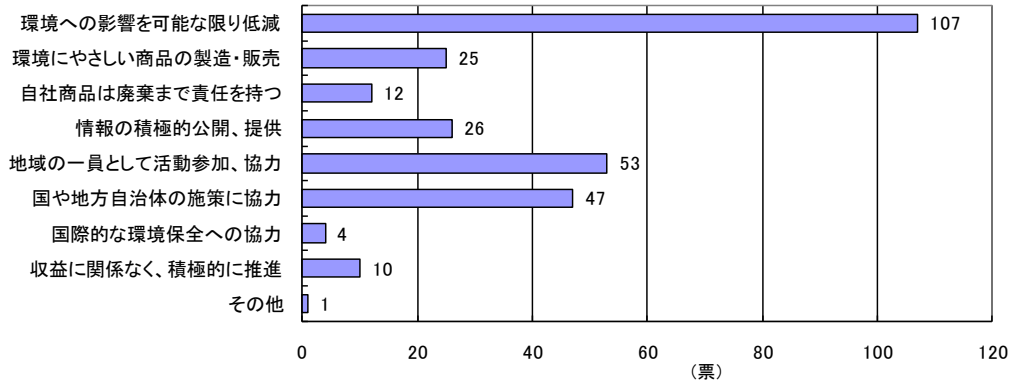
実施している取り組みと同様、「照明、運転等省エネを心がける」、「再生紙の使用」への回答が多く、さらに「低公害車の導入推進」を検討する事業者が増えている。



## ■事業所の環境保全に対する考え方-----

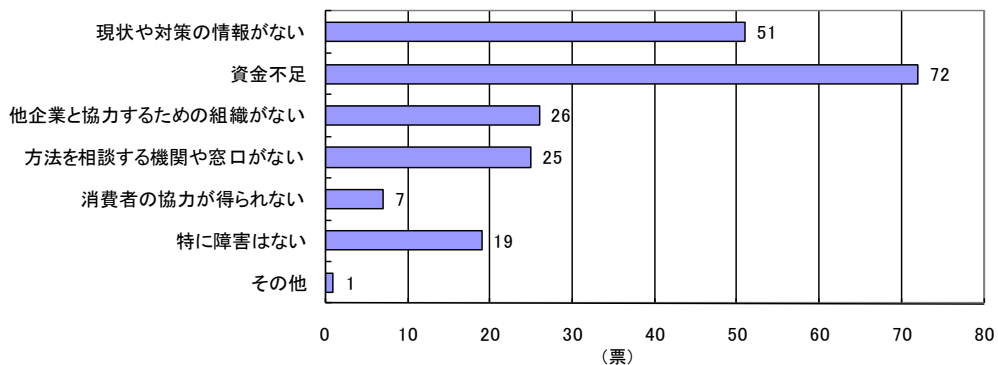
### ①環境保全に対する事業者の役割（複数回答、有効回答数 285 票）

「環境への影響を可能な限り低減」が最も多く、事業活動における環境負荷低減への意識が伺えるが、一方で、国際的な活動に及ぶものや、設計から廃棄までを考慮したゼロ・エミッションなどへの意識は低い。



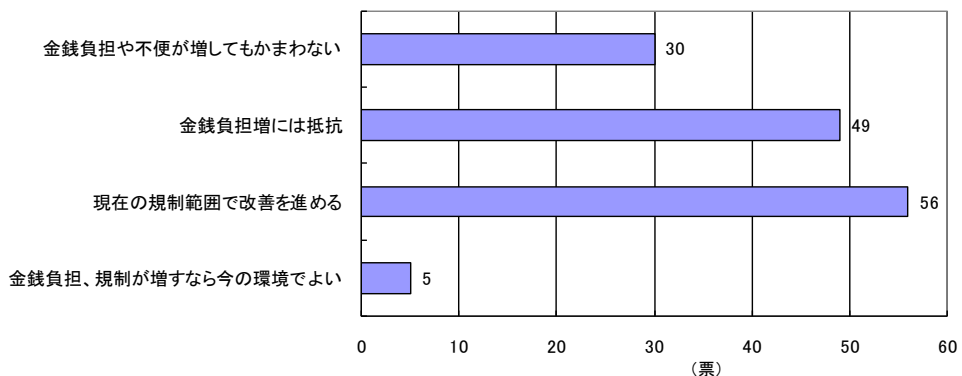
### ②事業者が環境保全を進める上での障害（複数回答、有効回答数 201 票）

環境保全推進における障害については、「資金不足」が最も多いが、「現状や対策の情報がない」、「他企業と協力するための組織がない」、「方法を相談する機関や窓口がない」など、対策に必要なデータの不備や入手困難等、情報不足とともに、関係各機関との連携が薄いことも要因に挙げられる。



### ③環境を改善していく上での意思（単一回答、有効回答数 140 票）

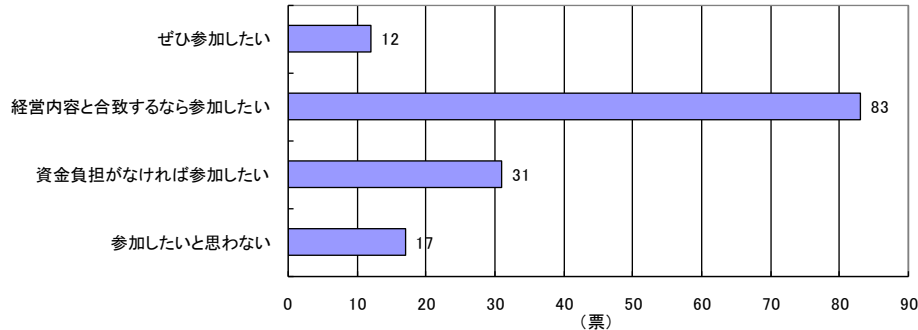
「現在の規制範囲で改善を進める」、「金銭負担増には抵抗」が約 70%となり、多くが現行の規制の範囲内で、負担のかからない対策を望んでいるが、「金銭負担や不便が増してもかまわない」とする回答も多くみられた。



■市民・事業者・行政の連携による環境づくりに対する意識-----

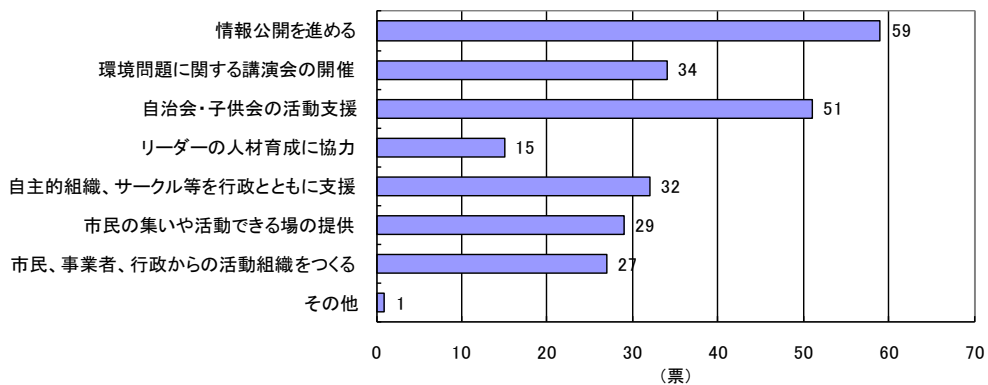
①自主的な環境づくり活動への参加の意思（単一回答、有効回答数 143 票）

「経営内容と合致するなら参加したい」が最も多く、資金面での負担がなければなどの条件付きもあるが、概ね参加への意向が多くみられる。



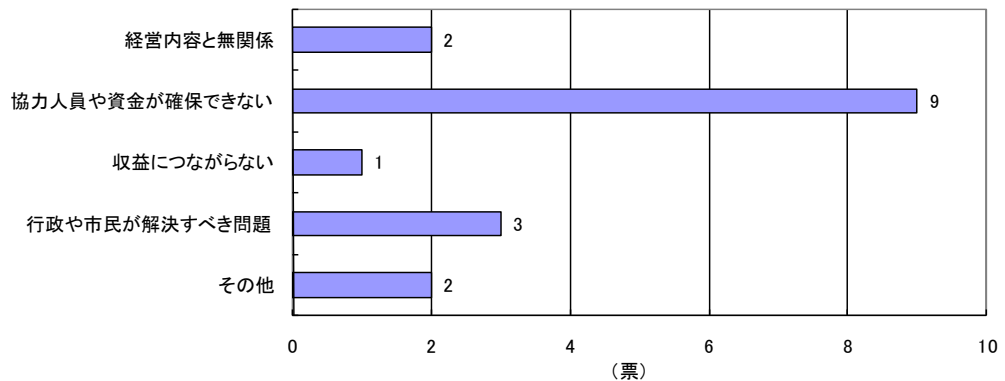
②環境づくりにおける行政の重点的な取り組み（複数回答、有効回答数 248 票）

回答状況を見ると、「情報公開を進める」、「自治会・子供会の活動支援」への回答が多く、まず活動には、現状の把握や対策を講じるための情報が必要不可欠との認識や、地域の各主体への行政からの支援を望む声が多い。



③自主的な環境づくり活動に参加したくない理由（単一回答、有効回答 17 票）

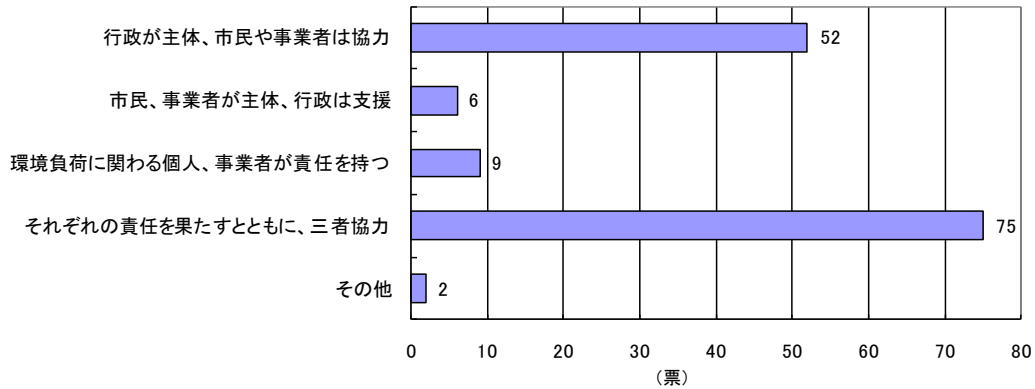
不参加の理由については、約半数が「協力人員や資金が確保できない」と答えている。



## ■今後の市の環境行政のあり方-----

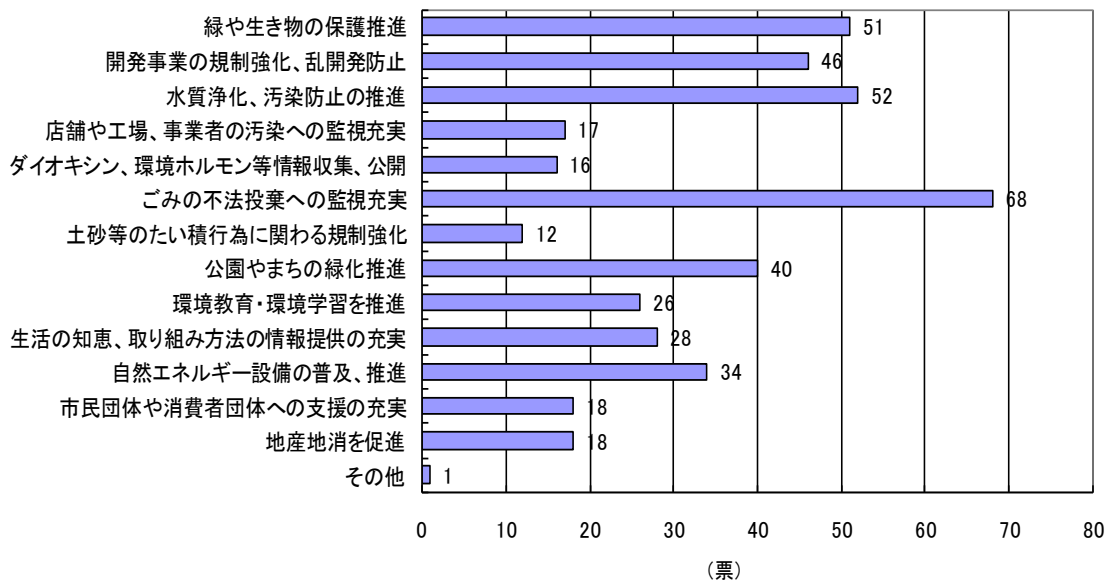
### ①環境保全のための望ましい役割分担（単一回答、有効回答数 144 票）

役割分担では「市民、事業者、行政の三者協力」への回答が最も多く挙げられているが、一方で、行政主体による率先的な取り組みを望む声も多い。



### ②行政が行う環境行政施策への要望（複数回答、有効回答数 427 票）

日高市への要望では、「ごみの不法投棄」が最も多く、次に「水質汚染防止」、「緑や生き物の保護」、また、「開発事業の規制強化、乱開発防止」への回答も多く寄せられた。



## 資料7 日高市環境基本条例

日高市条例第9号

日高市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響が及び事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲な大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展ができる社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、

及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(報告書の作成等)

第9条 市長は、毎年度、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第12条 市は、地球環境の保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように、努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

### 第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



## 資料8 用語集

### ●一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物であり、具体的には家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどが挙げられる。

### ●一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画。

### ●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリングストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人ひとりの心がけが大気汚染物質や燃料消費量の削減につながる。

### ●温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

### ●合併浄化槽

し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

### ●環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水・排煙、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

### ●環境学習

人間と環境との関わりについての理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるように、環境について学ぶこと。

### ●環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。

### ●環境マネジメントシステム

環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続き。

### ●京都議定書

1997年12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で採択された議定書。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標を定めた。

## ●公害

環境基本法によると、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

## ●光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質。

## ●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

## ●里山

市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林。近年、身近な緑地として評価されているが、所有者による適切な維持管理が困難な状況となっている。

## ●自然エネルギー

太陽エネルギー、地熱、風力、潮力など自然現象から得られるエネルギーのこと。化石燃料や核エネルギーと異なり、廃棄物による環境汚染の心配のないクリーンエネルギーとされている。

## ●事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に指定されていないもの。事

業系ごみの処理について、廃棄物処理法第3条では「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。」と規定している。

## ●社寺林

神社、寺院を囲む森林のこと。

## ●振動

その現象が地盤等を通じて伝播し、生理的な影響（睡眠障害等）、心理的な影響（作業効率低下等）、社会的な影響（家屋被害等）を及ぼすこと。

## ●水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業/牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

## ●生態系

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステム。

## ●生物多様性

地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

## ●騒音

騒がしくて不快と感じる音のこと。環境基本法で定義されている典型七公害のひとつであり、環境基準が設定されている。

## ●ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。他の化学物質の製造や燃焼、ゴミの焼却などともなっていて発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

## ●大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質、及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のこと。

## ●多自然型川づくり

治水の安全性を確保しながら、生物の良好な生息環境をできるだけ改変せず、改変する場合も最低限に留めるものとした、自然環境に配慮した工法。

## ●地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

## ●地産地消

地域で生産された農産物を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物は地域で生産すること。

## ●低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第4次報告(2007年)により、このまま温暖化が進行すると地球環境への影響が極めて大き

くなることが報告されたことから、21世紀中に二酸化炭素を大幅削減する提案が行われるようになった。

## ●都市計画マスタープラン

1992年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2)のこと。

## ●都市公園

都市公園法に基づき設置される公園。

## ●土壌汚染

典型7公害のひとつ。蓄積性を有するという点で、他の公害とは異なる特性を持つ。近年は、IC基盤や電子部品の洗浄、金属部品の前処理洗浄、ドライクリーニングなどに多く用いられてきた揮発性有機化合物(VOC)による汚染も問題視されている。

## ●透水性舗装

道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装。

## ●二酸化窒素

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

## ●日平均値の年間98%値

1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1年間に測定されたすべての日平均値を、1年間の最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

## ●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

## ●排気ガス

自動車の走行によって発生する「自動車排出ガス」の略称。

## ●廃棄物

物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から排出される生ごみや粗大ごみなどの一般廃棄物と、主として事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物に区別される。

## ●BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいくほど汚濁の程度が高い。

## ●P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、事業者が自ら把握して県を経由して国に届け出、国は、事業者からの届出や統計資料を用いた統計に基づいて排出量・移動量を集計・公表する仕組み。

## ●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。環境基本法

に基づいて定められる環境基準では、粒径10 $\mu$ m以下のものと定義している。

## ●ppm

英語で百万分の1を意味する言葉（parts per million）の頭文字をとって作られた単位。%（百分率）と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

## ●ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒドは、常温では無色の可燃性の刺激性気体である。

大気環境では、化石燃料や廃棄物の不完全燃焼によって生成するホルムアルデヒドが問題となる。生活環境では、ホルムアルデヒドとフェノール類、尿素またはメラミンを反応させる合成する樹脂の成形品、またはそれらの接着剤を使った合板、木質系ボードにおける未反応のホルムアルデヒドが空气中に拡散して室内空気の汚染を引き起こすほか、食器の場合には食品への溶出が問題となる。

ホルムアルデヒドはシックハウス症候群を引き起こす原因物質のひとつである。

## ●緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差しを避け、エアコンなど冷房費削減につながることを期待される。

## ●屋敷林

屋敷の周囲に設置された林。

## ●有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

## ●リサイクル

ごみを原料(資源)として再利用すること。回収されたものを原材料として利用するマテリアルリサイクルと、廃棄物の焼却の際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルの2つに分けられる。

## ●リデュース

廃棄物の発生抑制のことであり、再使用や修理、廃棄物の発生が少ない商品の購入、コンポストによる生ごみの減量化などがある。

## ●リフューズ

ごみになるもの、不要なものは断ること。

## ●リユース

使用済みの製品を再利用すること。

## ●類型

水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、類型として指定していく方式となっている。